

2023年4月21日

法制審議会 刑事法（情報通信技術関係）部会

障害のある人の刑事手続きにおける情報通信技術に関するヒアリング提出資料

- 【資料1】 障害者の権利に関する条約（4,13条）
- 【資料2】 一般的意見第2号（General Comment No.2）（パラ37）
- 【資料3】 一般的意見第6号（General Comment No.6）（パラ51,52）
- 【資料4】 障害者の司法へのアクセスに関する国際原則とガイドライン（International Principles and Guidelines on Access to Justice for Persons with Disabilities）関係箇所抜粋
- 【資料5】 国連障害者権利委員会が採択した総括所見（政府仮訳）（13条）
- 【資料6】 障害者基本法（29条）
- 【資料7】 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（3,4,8,10,13条）
- 【資料8】 ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（1,3,6,8,9条）

## 【資料1】 障害者の権利に関する条約

### 第四条 一般的義務

1 締約国は、障害に基づくいかなる差別もなしに、全ての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進することを約束する。このため、締約国は、次のことを約束する。

(a) この条約において認められる権利の実現のため、全ての適当な立法措置、行政措置その他の措置をとること。

・・・(中略)・・・

(c) 全ての政策及び計画において障害者の人権の保護及び促進を考慮に入れること。

・・・(中略)・・・

3 締約国は、この条約を実施するための法令及び政策の作成及び実施において、並びに障害者に関する問題についての他の意思決定過程において、障害者（障害のある児童を含む。以下この3において同じ。）を代表する団体を通じ、障害者と緊密に協議し、及び障害者を積極的に関与させる。

(以下略)

### 第十三条 司法手続の利用の機会

1 締約国は、障害者が全ての法的手続（捜査段階その他予備的な段階を含む。）において直接及び間接の参加者（証人を含む。）として効果的な役割を果たすことを容易にするため、手続上の配慮及び年齢に適した配慮が提供されること等により、障害者が他の者との平等を基礎として司法手続を利用する効果的な機会を有することを確保する。

2 締約国は、障害者が司法手続を利用する効果的な機会を有することを確保することに役立つため、司法に係る分野に携わる者（警察官及び刑務官を含む。）に対する適当な研修を促進する。

【資料 2】 一般的意見第 2 号 (General Comment No.2)

障害者権利条約第 9 条 (施設及びサービス等の利用の容易さ) : 2014 年 4 月  
11 日採択

37. 法の執行機関と司法組織が入っている建物が物理的にアクセシブルではない場合、あるいは、これらの機関や組織が提供するサービスと情報通信が、障がいのある人にとってアクセシブルではない場合 (第 13 条) , 司法への効果的なアクセスはあり得ない。(以下略)

【資料3】 一般的意見第6号 (General Comment No.6)

障害者権利条約第5条 (平等及び無差別) :

G. 司法手続の利用の機会に関する第13条

51. 第5条に概説されている平等及び無差別の権利並びに義務は、特に手続上の配慮及び年齢に適した配慮の提供を要求している第13条に関して、特別な検討を提起する。手続上の配慮は均衡を失っていることを理由に制限されないという点で、これらの配慮は合理的配慮と区別することができる。手続上の配慮の実例としては、裁判にかけられた、障がいのある人に多様な意思疎通方法を承認することがあげられる。年齢に適した配慮としては、年齢に適した、かつ、平易な言葉を使い、不服申立のために利用可能な仕組みと司法手続の利用の機会に関する情報を普及することがあげられる。

1. 第13条 (1)

52. 司法手続を利用する効果的な機会を確保するためには、プロセスへの参加を認め、プロセスの透明性を図らなければならない。参加を可能にする行動には以下が含まれる。

- (a) 理解可能かつアクセシブルな方法による情報配信
- (b) 意思疎通の多様な形式の承認及び配慮
- (c) プロセスの全段階における物理的なアクセシビリティ
- (d) 法律扶助が適用可能な場合、及び法律扶助受給資格に関する法定検査の対象となった場合の財政的援助

(以下略)

【資料4】 障害者の司法へのアクセスに関する国際原則とガイドライン  
(International Principles and Guidelines on Access to Justice for Persons with  
Disabilities) (抜粋)

2020年8月採択

[https://www.ohchr.org/Documents/Issues/Disability/SR\\_Disability/GoodPractices/Access-to-Justice-EN.pdf](https://www.ohchr.org/Documents/Issues/Disability/SR_Disability/GoodPractices/Access-to-Justice-EN.pdf)

Catalina Devandas Aguilar (C・デヴァンダス 障害者の権利に関する特別報告者)

Special Rapporteur on the rights of persons with disabilities

Danlami Basharu (D・バシヤル 障害者権利委員会委員長)

Chair of the Committee on the Rights of Persons with Disabilities

Maria Soledad Cisternas Reyes (M・レイエス 障害とアクセスに関する事務総長特使)

Special Envoy of the Secretary-General on Disability and Accessibility

・用語集 (GLOSSARY OF TERMS)

仲介者 (「ファシリテーター」とも呼ばれる)。

必要に応じて、司法制度担当者や障害者と協力して、法的手続き中の効果的なコミュニケーションを確保する人。障害者が理解し、十分な情報を得た上で選択できるようサポートする。障害者が理解して選択できるようにサポートし、障害者が理解できる方法で説明や話をし、適切な対応とサポートを提供する。

仲介者は中立的な立場であり、障害者や司法制度を代弁したり、決定や結果を導いたり影響を与えたりすることはない。

(原文)

Intermediaries (also known as "facilitators"):

persons who work, as required, with justice system personnel and persons with

disabilities to ensure effective communication during legal proceedings. They support persons with disabilities to understand and make informed choices, making sure that things are explained and talked about in ways that they can understand and that appropriate accommodations and support are provided.

Intermediaries are neutral and they do not speak for persons with disabilities or for the justice system, nor do they lead or influence decisions or outcomes.

#### 手続上の配慮

特定の場合において必要とされる場合には、他の者との平等な立場での障害者の参加を確保するため、司法へのアクセスの文脈において必要かつ適当なすべての修正及び調整を行うこと。

合理的な配慮とは異なり、手続き上の配慮は、「不均衡または不当な負担（公定訳では「均衡を失した又は過度の負担」）」という概念によって制限されるものではない。

（原文）

Procedural accommodation:

all necessary and appropriate modifications and adjustments in the context of access to justice, where needed in a particular case, to ensure the participation of persons with disabilities on an equal basis with others.

Unlike reasonable accommodations, procedural accommodations are not limited by the concept of "disproportionate or undue burden".

#### ・国際原則とガイドライン

原則1 すべての障害者は法的能力を有しており、障害を理由に司法へのアクセスを拒否されることはない。

#### ガイドライン

1.1 国は、障害者が他の者と平等に法的能力を享有することを保証するものとし、また、必要な場合には、法的能力を行使し司法へのアクセスを保証するた

めに必要な支援及び配慮を提供する。

1.2 そのために、国は、：

．．．

(j) 安全、公平かつ効果的な関与を確保し、法的手続きに全面的に参加する機会を確保するために、必要な場合にはいつでも、障害者と裁判所、裁判所、法執行機関との間で明確な意思疎通（コミュニケーション）を可能にする仲介者またはファシリテーターを提供する。

（原文）

Principle 1

All persons with disabilities have legal capacity and, therefore, no one shall be denied access to justice on the basis of disability

GUIDELINES

1.1 States shall guarantee that persons with disabilities enjoy legal capacity on an equal basis with others and, where necessary, shall provide the support and accommodations necessary to exercise legal capacity and guarantee access to justice.

1.2 To that end, States shall:

．．．

(j) Provide intermediaries or facilitators, wherever and whenever needed, to enable clear communication among and between persons with disabilities and courts, tribunals and law enforcement agencies to ensure safe, fair and effective engagement and the opportunity to fully participate in legal processes;

原則 2 施設及びサービスは、障害者の差別なく公正な司法への平等なアクセスを確保するために、普遍的に利用可能（アクセシブル）でなければならない。

#### ガイドライン

2.1 司法への平等なアクセス及び無差別を保障するために、国家は、法制度において使用される施設及びサービスが、少なくとも以下の措置をとることにより、ユニバーサルデザインの原則に基づいて構築、開発及び提供されることを確保しなければならない。

(a) ユニバーサルデザインの原則に基づき、司法制度において使用されるすべての施設及びサービスの利用可能性（アクセシビリティ）を保証する、実施可能な法律、規則、政策、ガイドライン及び慣行を実施し、実施することを可能にする：

．．．

(ii) 情報通信サービス等（情報通信技術・システムを含む）；

．．．

(c) ユニバーサルデザインの原則に従って、司法制度を障害者が身体的・物理的に利用できるようにするための十分な財源を確保する；

(d) 施設及びサービスによって、障害者のために既存の物理的環境、輸送、情報及び通信へのアクセスを確保できない場合には、手続上の配慮の提供を確保すること。

（原文）

#### Principle 2

Facilities and services must be universally accessible to ensure equal access to justice without discrimination of persons with disabilities

#### GUIDELINE

2.1 To guarantee equal access to justice and non-discrimination, States must ensure that the facilities and services used in legal systems are built, developed and provided on the basis of the principles of universal design by taking, at a minimum, the

following actions:

(a) Enacting and implementing enforceable laws, regulations, policies, guidelines and practices that guarantee the accessibility of all facilities and services used in the justice system, based on the principles of universal design, including:

• • •

(ii) Information, communications and other services, including information and communications technology and systems;

• • •

(c) Ensuring that adequate financial resources are available to make the justice system physically accessible to persons with disabilities in accordance with the principles of universal design;

(d) Guaranteeing the provision of procedural accommodations when facilities and services fail to ensure access to the existing physical environment, transportation, information and communications for persons with disabilities.

原則3 障害のある児童を含む障害者は、適当な手続上の配慮を受ける権利を有する。

ガイドライン

3.1 すべての法的手続における障害者の差別を避け、かつ、効果的かつ平等な参加を保証するため、国は、障害者に対し、性別及び年齢に応じた個別的な手続上の配慮を提供する。

これらは、障害者の司法へのアクセスを確保するために、特定の場合に必要とされる、仲介者やファシリテーター、手続き上の調整や修正、環境やコミュニケー

ション支援の調整など、必要かつ適切なすべての修正や調整を含んでいる。  
最大限可能な限り、配慮は、手続開始前に組織されるべきである。

3.2 締約国は、特に以下のことを通じて、一連の手続上の配慮の規定を確保するとともに、すべての当事者の権利を適正に均衡させ尊重するためにそのような配慮が実施されることを確保する：

独立した仲介者とファシリテーター

(a) 配慮及び支援が必要であるか否か、並びにどの配慮及び支援が適切であるかを決定するための（法的手続き上の）コミュニケーション支援を、手続の当事者及び司法制度に提供するための訓練を受けた独立の仲介者又はファシリテーターの計画を作成し、資金提供し及び実施し、並びに手続の全過程を通じてそのようなコミュニケーションを支援すること；

・・・

コミュニケーション支援

(e) 司法制度におけるすべての手続が、当事者、証人、請求者、被告人及び陪審員が完全な参加のために必要なあらゆる形式のコミュニケーションを用いるために必要な技術的及びその他の支援を提供することを確保すること。これには、次の事項を含む。

(i) 補聴システムおよびデバイス。

(ii) オープン、クローズド、リアルタイムのキャプション（字幕）、クローズドキャプションのデコーダやデバイス。

(iii) 音声・テキスト・ビデオ通信製品。

(iv) ビデオテキストディスプレイ。

(v) コンピュータを利用したリアルタイム字幕。

(vi) スクリーンリーダーソフトウェア、拡大ソフト、光学リーダー。

(vii) テレビ番組用の音声フィードを取り出すビデオ音声解説及び副音声プログラミング装置。

(f) 仲介者またはファシリテーターに加えて、第三者を利用してのコミュニケーションを支援すること。これには以下が含まれる。

(i) ノートテイカー。

(ii) 有資格の手話通訳者・音声言語通訳。

(iii) リレーサービス。

(iv) 触覚通訳。

(g) すべての通訳者が、必要な専門用語（例えば、法律又は医学）を使用し、職業的及び倫理的基準を尊重しつつ、聞き取り／読み取り（すなわち、障害者が何を言っているかを理解すること）、および、情報伝達（障害者に情報を伝えるのに必要な技能を有すること）の双方において、効果的、正確かつ公平に、通訳することができることを確保すること。

（原文）

### Principle 3

Persons with disabilities, including children with disabilities, have the right to appropriate procedural accommodations

#### GUIDELINES

3.1 To avoid discrimination and guarantee the effective and equal participation of persons with disabilities in all legal proceedings, States shall provide gender and age-appropriate individualized procedural accommodations for persons with disabilities. They encompass all the necessary and appropriate modifications and adjustments needed in a particular case, including intermediaries or facilitators, procedural adjustments and modifications, adjustments to the environment and communication support, to ensure access to justice for persons with disabilities. To the fullest extent possible, accommodations should be organized before the commencement of proceedings.

3.2 States shall ensure the provision of a range of procedural accommodations, while also

ensuring that such accommodations are implemented so as to properly balance and respect the rights of all parties by, among other things:

#### Independent intermediaries and facilitators

(a) Establishing, funding and implementing a programme of independent intermediaries or facilitators trained to provide communication assistance to parties to the proceedings and the justice system to determine whether accommodations and support are necessary and which accommodations and support are appropriate, and to assist with communication throughout the course of the proceedings;

. . . .

#### Communication support

(e) Ensuring that all processes in the justice system provide the technical and other support necessary for parties, witnesses, claimants, defendants and jurors to use any form of communication as necessary for their full participation, including:

(i) Assistive listening systems and devices;

(ii) Open, closed and real-time captioning, and closed caption decoders and devices;

(iii) Voice, text and video-based

telecommunications products;

- (iv) Videotext displays;
- (v) Computer-assisted real-time transcription;
- (vi) Screen reader software, magnification software and optical readers;
- (vii) Video description and secondary auditory programming devices that pick up audio feeds for television programmes;
- (f) Supporting communication, in addition to intermediaries or facilitators, through the use of third parties, including:
  - (i) Note-takers;
  - (ii) Qualified sign language and oral interpreters;
  - (iii) Relay services;
  - (iv) Tactile interpreters;
- (g) Ensuring that all interpreters are able to interpret effectively, accurately and impartially, both receptively (i.e. understanding what persons with disabilities are saying) and expressively (i.e. having the skill necessary to convey information back to those persons), while using any necessary specialized vocabulary (e.g. legal or medical) and respecting professional and ethical standards;

原則 4 障害者は、他の者と平等に、適時に、かつ、利用しやすい（アクセシブ

ルな)方法で、法律上の通達及び情報にアクセスする権利を有する。

## ガイドライン

4.1 国は、適時かつ利用可能（アクセシブル）な情報についての権利を保障するため、次のことを行う：

(a) 司法プロセスのあらゆる側面について、適時に通知し情報を提供する権利を十分に認識する、執行可能な法律、規則、政策、ガイドラインを制定する；

(b) 司法制度及び手続に関する情報が、適切かつ必要な場合を含め、様々な方法で入手できることを確保する。

(i) 手話。

(ii) ビデオと音声のガイド。

(iii) 電話回線による助言・紹介サービス。

(iv) アクセス可能なウェブサイト。

(v) ヒアリング（磁気誘導）ループ、無線または赤外線補聴システム。

(vi) 音声拡大装置及び文書拡大装置。

(vii) クローズドキャプション。

(viii) 点字。

(ix) 読みやすく平易な言語。

(x) コミュニケーションの促進支援。

(c) 対応や処置が必要なすべての通知（例。召喚状、令状、命令、文）が、上述のガイドライン 4.1 (b) に列挙されているような、アクセス可能な手段とアクセス可能な形式で利用可能であることを確保する。

・・・(中略)・・・

(e) 通訳、ガイド、朗読者、仲介者、ファシリテーター、その他による支援を提供することにより、通知や情報を理解するための支援を必要とする個人がリアルタイムでサポートを受けられることを確保する。

(原文)

## Principle 4

Persons with disabilities have the right to access legal notices and information in a timely and accessible manner on an equal basis with others

## GUIDELINE

4.1 To guarantee the right to timely and accessible information, States shall:

- (a) Enact enforceable laws, regulations, policies and guidelines that fully recognize a right to timely notice and information about all aspects of judicial processes;
- (b) Ensure that information about justice systems and procedures can be accessed by various methods, including, as appropriate and needed:
  - (i) Sign language;
  - (ii) Video and audio guides;
  - (iii) Telephone line advice and referral services;
  - (iv) Accessible websites;
  - (v) Induction loop, radio or infrared systems;
  - (vi) Amplification devices and document magnifiers;
  - (vii) Closed captioning;
  - (viii) Braille;
  - (ix) Easy Read and plain language;
  - (x) Facilitated communication;
- (c) Ensure that all notices that require a response or an action to be taken (e.g. summonses, subpoenas, writs, orders and sentences) are available by accessible means and in accessible formats, such as those listed above in guideline 4.1 (b);

．．．

(e) Ensure that support is available in real time for individuals who need assistance to understand notices and information by providing, for instance, interpreters, guides, readers, intermediaries and facilitators, and other forms of support.

原則 6 障害者は、無償または負担しやすい費用で法的支援を受ける権利を有する。

ガイドライン 6.2

(c) ガイドライン 6.2 (b) に列挙されている事項に加えて、障害のない人よりも不利でない条件で、また、必要な場合には、必要に応じて、個別の条件に応じて、手続き上の配慮として、障害のある人に無償の法的支援が提供されることを確保する。

(原文)

Principle 6

Persons with disabilities have the right to free or affordable legal assistance

GUIDELINES

6.2 To that end, States shall:

．．．

(c) Ensure, in addition to the matters listed above in guideline 6.2 (b), that free legal assistance is available to persons with disabilities on terms that are no less favourable than those for persons without disabilities and, at a minimum, whenever necessary, on an individualized basis, as a procedural accommodation;

【資料5】 国連障害者権利委員会が採択した総括所見（2022年9月、以下は政府仮訳）

### 司法手続の利用の機会（第13条）

29. 委員会は、以下を懸念している。

(a) 意思決定を代行する制度の下に、訴訟能力の欠如を事由として施設入居障害者、知的障害者、精神障害者の、司法を利用する機会を制限する民事訴訟法及び刑事訴訟法の規定。

(b) 障害者の効果的な参加を確保するための民事・刑事及び行政手続における、手続上の配慮及び年齢に適した配慮の欠如。障害者にとって利用しやすい情報及び通信の欠如。

(c) 裁判所、司法及び行政施設が物理的に利用しにくいこと。

30. 委員会は、障害者の権利に関する特別報告者によって作成された、障害者の司法を利用する機会に関する国際原則及びガイドライン（2020年）並びに持続可能な開発目標のターゲット16.3を想起し、締約国に以下を勧告する。

(a) 障害者が司法手続に参加する権利を制限する法的規定の廃止。他の者との平等を基礎として、あらゆる役割において、司法手続に参加するための完全な能力を認識すること。

(b) 障害者の全ての司法手続において、本人の機能障害にかかわらず、手続上の配慮及び年齢に適した配慮を保障すること。これには、配慮に要した訴訟費用の負担、情報通信機器、字幕、自閉症の人の参考人、点字、「イージーリード」及び手話を含む、手続に関する公式情報及び通信を利用する機会を含む。

(c) 特に、ユニバーサルデザインにより、裁判所、司法及び行政施設への物理的な利用の容易さ（アクセシビリティ）を確保し、障害者が、他の者との平等を基礎として、司法手続をひとしく利用する機会を保障すること。

【資料6】障害者基本法（昭和四十五年五月二十一日法律第八十四号）

最終改正：平成二三年八月五日法律第九〇号

（司法手続における配慮等）

第二十九条 国又は地方公共団体は、障害者が、刑事事件若しくは少年の保護事件に関する手続その他これに準ずる手続の対象となつた場合又は裁判所における民事事件、家事事件若しくは行政事件に関する手続の当事者その他の関係人となつた場合において、障害者がその権利を円滑に行使できるようにするため、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修その他必要な施策を講じなければならない。

【資料7】 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和四年法律第五十号） （抜粋）

（基本理念）

第三条 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る手段について、可能な限り、その障害の種類及び程度に応じた手段を選択することができるようにすること。

二 全ての障害者が、その日常生活又は社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しくその必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにすること。

三 障害者が取得する情報について、可能な限り、障害者でない者が取得する情報と同一の内容の情報を障害者でない者と同一の時点において取得することができるようにすること。

四 デジタル社会（デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第二条に規定するデジタル社会をいう。）において、全ての障害者が、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術の活用を通じ、その必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにすること。

（国及び地方公共団体の責務等）

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、その地域の実情を踏まえ、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国及び地方公共団体は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策が障害者でない者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通にも資するものであることを認識しつつ、当該施策を策定し、及び実施するものとする。

(障害者等の意見の尊重)

第八条 国及び地方公共団体は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を講ずるに当たっては、障害者、障害児の保護者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な分野に係る施策)

第十三条 国及び地方公共団体は、医療、介護、保健、福祉、教育、労働、交通、電気通信、放送、文化芸術、スポーツ、レクリエーション、司法手続その他の障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な分野において、障害者がその必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにするため、障害者とその他の者の意思疎通の支援を行う者（第十五条において「意思疎通支援者」という。）の確保、養成及び資質の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、医療、介護、保健若しくは福祉に係るサービスを提供する者、学校の設置者、事業主、交通施設（移動施設を含む。）を設置する事業者、電気通信若しくは放送の役務を提供する事業者又は文化芸術施設、スポーツ施設若しくはレクリエーション施設の管理若しくは運営を行う者が行う障害者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通のための取組を支援するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

【資料8】ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（平成30年法律第100号）（抜粋）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、全ての国民が、障害の有無、年齢等にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障害者、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されることの重要性に鑑み、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況の公表及びユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の策定等に当たっての留意事項その他必要な事項を定めることにより、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

（国の責務）

第三条 国は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進する責務を有する。

2 国の関係行政機関は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（法制上の措置等）

第六条 国は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

2 地方公共団体は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の策定等に当たっての留意等

（ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の策定等に当たっての留意）

第八条 国及び地方公共団体は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項に特に留意しなければならない。

・・・(中略)・・・

四 障害者、高齢者等の言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段並びに情報の取得及び利用のための手段を確保すること。

（以下略）

（障害者、高齢者等の意見の反映）

第九条 国及び地方公共団体は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を策定し、及び実施するに当たっては、障害者、高齢者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。